

宮内庁契約監視委員会 第27回会議

開催日及び場所	令和3年7月19日(月) 宮内庁講堂
委員	委員長 岸上恵子 (公認会計士) 委員 柴垣明彦 (弁護士) ※ 藤寄委員は急遽欠席
議事	1. 抽出事案について ① 令和2年度下半期 契約金額及び件数に関する統計 ② 抽出事案概要説明(各担当課長) ③ 抽出事案審議等 2. 宮内庁調達改善計画について

1. 抽出事案について

審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日	
抽出事案	7	
一般競争入札	5	
最低価格落札方式	5	契約件名： フォークリフトの交換購入 契約相手方： トヨタL&F栃木 株式会社 契約金額： 2,019,050円 契約締結日： 令和3年3月8日
		契約件名： 修学院離宮上離宮樹木調査業務 契約相手方： 株式会社 環境事業計画研究所 契約金額： 2,563,000円 契約締結日： 令和3年1月29日
		契約件名： 特定歴史公文書等(御巡幸写真ほか)の複製物作製 契約相手方： 株式会社 インフォーマージュ 契約金額： 7,657,424円 契約締結日： 令和3年1月27日
		契約件名： オージオメーターほかの購入 契約相手方： 株式会社スズケン 契約金額： 4,895,000円 契約締結日： 令和2年11月30日
		契約件名： 豊島岡墓地西側外構塀改修工事 契約相手方： 株式会社 大林組東京本社 契約金額： 103,400,000円 契約締結日： 令和3年3月25日
指名競争入札	1	
最低価格落札方式	1	契約件名： 舒明天皇陵一般拝所転落防止柵取設その他工事 契約相手方： 株式会社 せき 契約金額： 3,630,000円 契約締結日： 令和2年11月2日
随意契約	1	
不落・不調随意契約	1	契約件名： 護良親王墓北側斜面樹林管理工事 契約相手方： 株式会社 泉山園 契約金額： 6,710,000円 契約締結日： 令和2年12月14日

委員からの意見・質問等	○ 詳細は別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	○ 特になし。

2. 宮内庁調達改善計画について

委員からの意見等	○ 特になし。
意見等に対する回答	○ 特になし。

- 委員長の互選を行い、岸上委員が委員長として選任された。
- 次回の契約監視委員会は、令和4年1月頃に開催予定とされた。

1. 一般競争入札の抽出案件 ①

(1) フォークリフトの交換購入（最低価格落札方式）

※落札率が100%の案件

【契約の概要】

農産課供用のフォークリフトは、経年により各部装置の摩耗劣化が著しいので、作業効率を図るため更新するものである。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が100%となった理由は何か。 ・同時期に各種農機具を調達しているが、ある程度一括して調達することはできなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3者から一般販売価格の見積を徴取し、最低価格を予定価格に設定したところ、その見積を提出した者が、同額で入札を行い、落札したため。 ・今回は、一括で調達すると参加できる事業者が限られることから、競争性を確保するため、分割して調達を行った。なお、事後の検証結果によると、一括で調達するよりも安価であった。

1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(2) 修学院離宮上離宮樹木調査業務（最低価格落札方式）

【契約の概要】

本業務は、修学院離宮上離宮の樹木について調査を行うものである。

意見・質問	回 答
<p>・過去の同種業務の入札結果も踏まえ、応札者が少数となった理由は何か。</p> <p>・業務内容によるが、事業者側の一日あたりの人員配置の負担を減らすため、工期を長くすれば、応札者の増につながると思われるところ、本件はいかがであったか。</p>	<p>・過去の入札実績では、最低4者以上による応札がなされていたが、今回は、コロナ禍で事業者側の在宅勤務等の実施により、必要な人員配置が困難となり、応札できる者が少なくなった。</p> <p>・本件については、工期をもっと長くすることは可能であった。コロナ禍が収束すれば状況が好転すると思われるが、当面はこの点も考慮していきたい。</p>

1. 一般競争入札の抽出案件 ③

(3) 特定歴史公文書等（御巡幸写真ほか）の複製物作製（最低価格落札方式）

※応札者が1者，落札率が95%超の案件

【契約の概要】

本業務は，書陵部図書課宮内公文書館が所蔵する特定歴史公文書等について，原本保護の観点から，利用に供するための各種複製物の作製を委託するものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった理由は何か。 ・ 過去からの入札結果を眺めると，本件と同じ事業者が落札し続けているが，貴庁の見解如何。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札前の技術確認の際，事業者へ機材の持ち込みを求めていたことと，入札時点で既に他の業務を受注していたことが要因であった。なお，今年度は，当庁の機材を使用可能とし，また入札の時期を早めたところ，複数者での応札となった。 ・ 本業務は，比較的新しい分野であり，対応可能な事業者が少ないと思われるが，今後も入札時期の工夫や類似機関の例を参考とするなど，引き続き新たな事業者の参入を図り，競争性を高めるなどし，その改善に努めていきたい。

1. 一般競争入札の抽出案件 ④

(4) オーディオメーターほかの購入（最低価格落札方式）

※落札率が100%の案件

【契約の概要】

宮内庁病院で使用しているオーディオメーターほかを更新するものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が100%となった理由は何か。 ・貴庁で医療機器を調達するに当たっては、メーカーや機種を指定をしているか。また、いつも同じ事業者が落札しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3者から見積を徴取し、最低価格を予定価格として採用したところ、同価格の見積提出者が、同額で入札を行い、落札したため。なお、本件契約金額は、定価より安価となっている。 ・従前から、メーカーや機種ではなく、機能を仕様書に記載することにより、多くの者が応札できるよう留意しており、結果、様々な事業者が落札に至っている。

1. 一般競争入札の抽出案件 ⑤

(5) 豊島岡墓地西側外構塀改修工事（最低価格落札方式）

※応札者が1者，落札率が99%超の案件

【契約の概要】

本工事は，豊島岡墓地において外構塀の改修を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は，入札不調となった後に再公告した案件とのことであるが，どのような見直しを行い，今回，落札に至ったか。 ・ 1者応札となった理由は何か。 ・ 取り止めた箇所ของ工事は，今後どうするのか。 ・ 高落札率となった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札不調に伴い入札結果を分析したところ，現場条件から施工困難と敬遠される要因がある中，刊行物に記載された価格を用いる標準的な予定価格の積算方法では市場価格との差が大きくなる案件であることが判明したため，見積り等による市場調査を重視した積算方法に見直したところ，その価格差がほぼなくなり，落札に至ったものと認識している。 ・ 再公告に当たっては，特に敬遠される要因となり得る箇所の工事を取り止めたが，競争参加希望者にその詳細が伝わらず，利益率が低い工事と見られたことが原因と推察する。よって，今後，同様の再公告案件がある際には，変更箇所が周知される工夫を検討した上で実施したい。 ・ 可能な限り早期に実現すべく，現在，その方法等を検討中である。 ・ 前述のとおり，予定価格を市場価格に近い積算に見直した結果，入札価格との差が少なくなったと推察する。

2. 指名競争入札の抽出案件 ①

(6) 舒明天皇陵一般拝所転落防止柵取設その他工事（最低価格落札方式）

※落札率が99%超の案件

【契約の概要】

本工事は、舒明天皇陵一般拝所において、転落防止柵の取設等を行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札しない被指名者が多かった理由は何か。 ・ 高落札率となった理由は何か。 ・ 工期を長くすることにより、他の業務で多忙となった事業者が応札できる可能性が考えられるのであれば、検討してはいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加意欲の有無を確認した上で、指名競争入札を行ったが、現場の状況による本件工事の難易度も影響したのか、他業務の受注や業務多忙などの理由により、今回、応札者が少なくなった。 ・ 本件工事では、陵墓に相応しい景観に配慮した材料を使用するため、予定価格算定に当たっては、一般的な積算資料を参考とはせず、見積の徴取などにより積算した結果、市場価格に近いものとなったことが要因と考えられる。 ・ 今後は、そのような検討をすることも必要と考える。

3. 随意契約の抽出案件 ①

(7) 護良親王墓北側斜面樹林管理工事（不落・不調随意契約）

※応札者が1者の案件

【契約の概要】

本工事は、多摩陵墓監区事務所が管理している護良親王墓北側斜面樹林帯の維持管理のため、間引伐採、樹木手入れを行うものである。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1者応札となった理由は何か。 ・ 履行期間の拡大や工事時期の移動など工期を工夫することにより、応札者が増える可能性はあるか。 ・ 不落となった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数事業者が入札書類を受領したが、別工事受注のため対応不可等の理由により、結果として応札者は1者となった。 なお、事業者の所在地要件の拡大など参加しやすい様々な工夫を実施済みだったため、声掛けは行わなかったが、この結果を受け、今後は行うことも検討したい。 ・ 前者は、配置される技術者の専任期間が長くなり、別の受注工事の人員配置に影響するため、事業者に敬遠される懸念があり、後者は、植物手入れの最適な時期に施工できるよう本件工期としたことから、他の工夫を検討していきたい。 ・ 現場の地形条件への安全対策に関わる積算について、当庁と事業者で差異が生じたことが要因と推察する。